

女性が多様な働き方

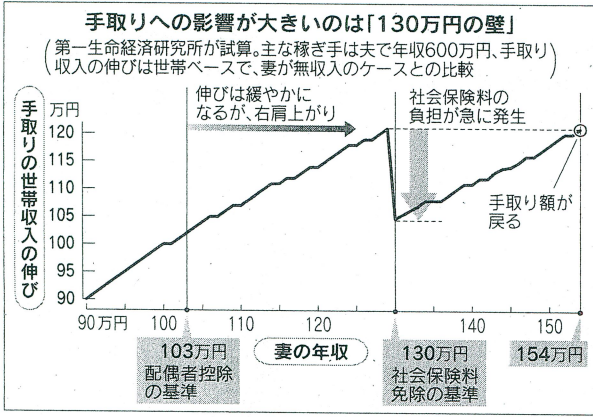
生き方を選択しやすいように、税や社会保障の仕組みはどうか。夫の税負担が軽くなる配偶者控除の基準となる「年収103万円の壁」が取り沙汰されるが、真の壁は別にある。(山崎純、石川潤)

配偶者控除が「男性は仕事、女性は家庭」という価値観を生み、女性の社会進出を阻む壁になっている。しばしば話題になる。

たしかに、配偶者控除は、専業主婦世帯の所得税を軽くする優遇税制だ。主婦がパートをしている場合でも収入が103万円以下ならば、夫は38万円の所得控除が受けられる。夫の年収が60万円なら税負担が7万円ほど減る。全国で1400万人が適用を受け、減税額の合計は6000億円におよぶという。

だが、主婦の年収が103万円を超えると、手取りが減る。というイメージは誤解だ。

専業主婦優遇「103万円の壁」は幻？



社会保険料が発生

真の壁は「130万円」

手取り急減、改革急務

政府は働いた人が不利にならないように何年も前に、税制を定めている。主婦の年収が103万円を超えても、夫の配偶者控除を気にゼロにするのではなく、妻の収入が110万円なら31万円、120万円なら21万円、130万円なら11万円と減っていくように、妻の収入が141万円に達するま

で、緩やかに控除額を減らしていく仕組みだ。この結果、稼ぎの多い人の手取り額が稼ぎの低い人を下回る逆転現象は起きないように、少なくとも税制上は手当てされている。

それでも、年収103万円未満で就労を抑える人が多いのも確か。厚生労働省の調査では、就業を抑える理由として「103万円の壁」を挙げた人は5割にのぼる。

その理由は税制ではなく「民間企業の給与体系の問題」(三菱総合研究所の武田洋子チーフエコノミスト)と多くの有識者は指摘する。厚労省によれば、企業の3分の2は結婚している社員に上乘せ手当を支給している。内閣府の調査では8割の企業がこうした手当の支給基準が「妻の年収103万円以下」だ。

ECONO FOCUS

国の制度としての問題は社会保険料を巡る「130万円の壁」にある。専業主婦はパート労働がある。

どの収入が130万円未満なら保険料を納めなくても年金や医療給付を受けられる。この金額を超すと、年金や健康保険の保険料が突然発生する。第一生命経済研究所の試算では、年収129万円のパート主婦がいる世帯は手取り収入が121万円増える。年収が130万円に増えたとした、手取り増分は105万円となり16万円減る。元の121万円に戻ると、元の手取り154万円稼ぐ必要がある。

長時間の「ただ働き」を強いられるこの実感をもちがた。同研究所の星野卓也エコノミストは「働き手を増やすために改革すべきなのはむしろ年収130万円の壁」と指摘する。社会保障財政の悪化をふまえて、厚労省は専業主婦の保険料免除を廃止する制度改革を検討してきた。だが、年金保険料を納めずすむ年収130万円未満の主婦は900万人以上。「いきなり大きな負担を負わせること」に以上かかりそうだ。

長期間の「ただ働き」は政治的に難しい(厚労省幹部)
政府は手始めとして2016年10月から免除基準を「年収130万円」から「大企業に勤める年収106万円」に引き下げる。新たな「壁」ができる形だが、政府はこれを徐々に引き下げ、最終的には年収基準をなくし、全員に保険料を負担してもらいたい考え。税や社会保障制度から年収の壁がなく、働き方に中立的な制度になるには10年以上かかりそうだ。

配偶者控除など所得税改革

来年度改正は見送り

共働き世帯が増えるなか、は「税制では個人所得課税が女性の働き方に中立な税制とキーになる」と強調した。所税だけでなく、所得税の負担軽減を進めるべきだとの声もある。配偶者控除や給与所得も含めた所得税の中長期的な税率も変わる。制度を見直し改革論議を本格化する。家族世代、出産や子育てなどの人々の違いや増税の利害対立の場面場面によって税金を支えつていかなる、来年度、軽くしたり、逆に重くしたりの改正は見送り、数年かけてすることができると見られる。

9月29日の政府税調。50年増税が進むなか、負担の軽減に人口1億人という政府目標を調整できる所得税の役割が注目されている面もある。

ただ、ある層の税負担を軽くすれば、別の層の負担を増やさなければならぬ。消費増税の一方で、法人減税も進めるべきだとの声もある。配偶者控除や給与所得の縮小や年金課税の見直しといった個別の見直しだけでなく、所得税の仕組みをどう変え、消費税、法人税とのバランスをどうとるか議論は尽きない。政府税調の里実会長は「年末の税制改正に間に合わせることはできない」と話している。